

## 付編 警戒宣言に伴う対応措置

① 対策の考え方 .....	363
② 防災機関業務大綱 .....	366
③ 事前の備え .....	371
④ 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 .....	381
⑤ 警戒宣言時の応急活動態勢 .....	389
⑥ 区民等のとるべき措置 .....	412

## 第1章 対策の考え方

### 第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

さらに、東海地震の新たな震源域による大きな地震動、津波の生じる地域等の見直しを行い、平成14年4月23日中央防災会議により新たな強化地域に96市町村が追加決定され、4月24日告示された。（8都県263市町村。平成24年4月1日現在は8都県157市町村）

一方、島嶼部を除く都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5程度と予想されることから、強化地域として指定されなかった。

しかし、震度5程度の揺れであっても局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は首都として政治、経済、文化等の中心であり、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、東京都防災会議は、平成14年に改訂した都防災計画（震災編）において、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとしたことから、中央区防災会議においては、区防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、同年11月には、気象庁において東海地震予知情報等の東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなった。

しかしながら、大震法では、現在も地震予知情報を受けた警戒宣言について定められており、また、国の防災基本計画や都防災計画においても、依然として、警戒宣言や東海地震予知情報等に関する記載が継続されている。

こうしたことから、本区においても国の防災基本計画や都防災計画との整合を図った対策を継続し、今後、国や都において計画を変更した場合は、必要に応じて対策の変更を検討するものとする。

※地震防災対策強化地域は、別冊資料(145ページ)を参照。

### 第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市生活機能は極力平常どおり確保することを基

本としながら

- (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
  - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発令時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- ※警戒宣言、地震予知情報について（気象庁）は、別冊資料(146ページ)を参照。
- ※異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（気象庁）は、別冊資料(149ページ)を参照。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急対策計画」で対処する。
- 4 区内の地域は、強化地域ではないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。
  - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるところから、対策の優先度を配慮する。
  - (3) 都及び他区並びに関係防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

### 第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、東京の予想震度は震度5弱である。
- 2 震度別の被害状況等の程度は気象庁震度階級関連解説表のとおりである。  
※気象庁震度階級関連解説表は、別冊資料(150ページ)を参照。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。  
このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。  
ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それに対応するものとする。

### 第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、具体化に至ら

ない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、当区の実状に加味したより充実した計画に改めていくものとする。

## 第2章 防災機関業務大綱

区及び区の地域における防災関係各機関が、防災に関して実施する事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 区		
企 画 部		1 報道機関との連絡に関する事 2 広報及び広聴に関する事
総務部 区議会議会局 選挙管理委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 地震予知情報等の収集・伝達に関する事 4 区民及び防災区民組織等に対する東海地震対策の指導に関する事 5 職員の服務及び給与並びに給食に関する事 6 私立幼稚園、各種・専修学校の東海地震対策の指導に関する事 7 車両、舟艇及び資機材の調達準備に関する事 8 庁舎等の防災及び点検に関する事 9 他の部に該当しない事項に関する事
区 民 部		1 所管施設の管理及び保全に関する事 2 施設利用者の保護・安全に関する事
福 祉 保 健 部		1 所管施設等の保全に関する事 2 施設利用者及び保育園児の保護・安全に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 災害医療、助産救護の準備に関する事 5 その他保健衛生に関する事
環 境 土 木 部		1 所管施設の保全に関する事 2 清掃に関する事 3 水防に関する事 4 公園施設利用者の保護・安全に関する事 5 河川、道路、橋りょう等の防災及び点検に関する事
都 市 整 備 部		1 建築物等の防災に関する事
会 計 室		1 現金及び物品の出納・保管に関する事
教 育 委 員 会 事 務 局		1 所管施設の保全に関する事 2 区立学校（園）の幼児、児童、生徒の保護・安全に関する事 3 施設利用者の保護・安全に関する事 4 避難所、収容施設等の設営準備に関する事
2 都		
建 設 局 第 一 建 設 事 務 所		1 水防に関する事 2 道路及び橋りょうの保全に関する事
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所		1 港湾、海岸保全施設の保全に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水 道 局 ( 中 央 支 所 )	1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水の準備に関する事。
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処置に関する事。
交 通 局 馬 喰 駅 務 管 理 所 新 橋 駅 務 管 理 所 大 門 駅 務 管 理 所 略 称：都 交 通 局	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 輸送の確保に関する事。
警 察 署 ( 第 一 方 面 本 部 ) 久松、中央、築地、 月島、東京湾岸警察署	1 各種情報等の収集及び伝達に関する事。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 3 交通の混乱等の防止に関する事。
消 防 署 ( 第 一 消 防 方 面 本 部 ) 京橋、日本橋、臨港 消 防 署 京橋、日本橋、臨港 消 防 団	1 各種情報等の収集連絡に関する事。 2 災害の予防・警戒に関する事。 3 区民の指導に関する事。 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む。）に関する事。
3 自衛隊	
陸 上 自 衛 隊 ( 第 1 師 団 ) 第 1 普 通 科 連 隊 )	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。 2 連絡部隊 所在地 〒179-0081 練馬区北町4-1-1 連絡先 時間内 第3科長又は運用訓練幹部 03(3933)1161内503・516 時間外 連隊当直司令 03(3933)1161内734
4 指定地方行政機関	
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 ( 東 京 海 上 保 安 部 )	1 地震情報等の伝達に関する事。 2 情報の収集に関する事。 3 海上交通安全の確保（危険物の保安措置、海上工事等の中止、航路障害物の発生防止、船舶交通の整理指導）等に関する事。 4 海上における治安の維持に関する事。 5 航路標識等の施設の安全に関する事。
5 指定公共機関	
日 本 郵 便 株 式 会 社 中 央 区 内 所 在 郵 便 局 略 称：日 本 郵 便	1 郵便業務の確保に関する事。 2 窓口業務の確保に関する事。
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 略 称：N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事。 2 緊急通報用電話の提供及び気象予警報の伝達に関する事。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1 救護班の編成並びに医療及び助産救護に関する事。 2 日赤医療施設の保全に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 東 京 支 社 略 称：J R 東 日 本	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事
東京ガス株式会社 中 央 導 管 事 業 部 略 称：東 京 ガ ス	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 銀 座 支 社 略称：東 京 電 力パワーグリッド	1 電力需給に関する事 2 電力施設等の建設及び安全確保に関する事
6 指定地方公共機関	
東京地下鉄株式会社 銀 座 駅 務 管 区 略 称：東 京 メ ト ロ	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事
一 般 社 団 法 人 東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会 中 央 支 部	1 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する事
7 協力機関	
一般財団法人中央区都市整備公社	1 災害時における災害応急活動の協力に関する事
東京都米穀小売商業組合 中 央 支 部	1 災害時における米穀の優先提供に関する事
東京都麺類協同組合 区 内 4 支 部	1 災害時における麺類の優先提供に関する事
一般社団法人日本非常食推進機構	1 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する事
防 災 拠 点 運 営 委 員 会 防 災 区 民 組 織 会 町 治 会 会	1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関する事 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関する事 3 防疫活動の協力に関する事 4 その他災害対策業務全般に対する協力に関する事
受水槽を所有する区内40事業所	1 災害時における受水槽の飲料水の供給に関する事
東京都石油商業組合 千代田・中央支部 隅田商事株式会社	1 災害時における石油類等の優先供給に関する事
F - L I N E 株 式 会 社 株 式 会 社 エ コ 配 佐 川 急 便 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 ヤ マ ト 運 輸 株 式 会 社	1 災害時における救援物資の輸送等に関する事
日立自動車交通株式会社 日の丸自動車興業株式会社	1 災害時におけるバス輸送の協力に関する事



機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
区 内 医 師 会 (中央区、日本橋医師会)	1 医療救護活動に関すること。
区 内 歯 科 医 師 会 (京橋、お江戸日本橋歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること。
区 内 薬 剤 師 会 (京橋、日本橋薬剤師会)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の提供に関すること。
公益社団法人東京都柔道整復師会 千代田・中央支部	1 柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動に関すること。
公益社団法人東京都獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。
株式会社スズケン アルフレッサ株式会社 東邦薬品株式会社 株式会社メディセオ	1 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。
国立がん研究センター中央病院	1 災害時の医療救護活動に関すること。
東京都環境保全協同組合	1 災害時におけるし尿収集業務に関すること。
東京廃棄物事業協同組合 東京環境保全協会	1 災害時における廃棄物、し尿の収集運搬に関すること。
東京都中小建設業協会 東京都産業資源循環協会	1 災害時における廃棄物の処理、処分等に関すること。
株式会社京薬興業 株式会社太陽油化	1 災害時におけるし尿の処理、処分等に関すること。
中央防災協力会	1 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関すること。
一般社団法人東京都 自動車整備振興会	1 災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関すること。
東京都印刷工業組合 京橋・日本橋支部 東京都製本工業組合 京橋・日本橋支部	1 災害時における応急対策活動支援に関すること。 1 災害時における応急対策業務に関すること。
中央区災害対策建築協力会	1 災害時における応急対策業務に関すること。
晴海総合高校 東京二十三区清掃一部事務組合	1 施設の避難所利用等に関すること。
本願寺 築地警察署	1 災害時における救護活動及び帰宅困難者支援に関すること。



機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福祉避難所等となる予定施設の運営事業者	1 福祉避難所等の開設・運営に対する協力などに関すること。
東京福祉バス株式会社 大和自動車交通ハイヤー株式会社	1 災害時における福祉避難所等への移送などに関すること。
学校法人聖路加国際大学	1 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関すること。
中央エフエム株式会社 東京ベイネットワーク株式会社	1 災害・防災情報等の放送に関すること。
中央区法曹会 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会	1 災害時における特別法律相談に関すること。
中央区登録手話通訳者の会	1 災害時における聴覚障害者等に対する応急救護活動に関すること。
社会福祉法人中央区社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動等に関すること。
帰宅困難者支援施設運営協議会	1 帰宅困難者の受入れに関すること。
特定非営利活動法人 地域の防災と町づくりを研究する会	1 災害時における清掃・仮復旧、応急救護活動に関すること。
中央区介護サービス事業者 連絡協議会	1 要介護高齢者の安否確認等に関すること。
セツカートン株式会社	1 ダンボールベッド製簡易ベッドの供給に関すること。
トヨタモビリティサービス株式会社 トヨタモビリティ東京株式会社	1 災害時における電力確保に関すること。
株式会社ゼンリン	1 災害時における地図製品等の供給等に関すること。

## 第3章 事前の備え

### 第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区防災計画の災害予防計画に基づき実施しているが、本章では特に予知情報による社会的混乱の防止という見地から、東海地震注意情報の発表、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取りあげるものとする。

#### 1 社会的混乱を防止するため緊急に整備すべき事業

##### (1) 情報連絡体制の整備

機 関	事 業 計 画														
区	<p>1 区防災無線の整備 災害時の情報の収集・伝達体制の確立を図るばかりでなく、警戒宣言及び地震予知情報等を正確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線を昭和57年度、地域防災無線を平成3年度に配備した。その後においても、それぞれの無線をデジタル化するなど整備の充実を図っている。</p> <p>ア 地域防災無線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>局 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>子局</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災行政無線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>局 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>屋外受信機</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>戸別受信機</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>		局 数	基地局	2	子局	300		局 数	基地局	1	屋外受信機	88	戸別受信機	84
	局 数														
基地局	2														
子局	300														
	局 数														
基地局	1														
屋外受信機	88														
戸別受信機	84														
警察署	<p>1 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、横断幕、立看板等の資器材を整備する。</p> <p>2 基礎資料を収集、整備する。</p>														
消防署	<p>1 情報連絡用資器材の整備</p> <p>2 広報印刷物等の配付</p> <p>3 事業所、町会、自治会に対する指導、訓練の実施</p>														
N T T 東 日 本	<p>1 防災関係機関等重要加入電話の整備</p> <p>(1) 災害時優先電話の維持</p> <p>(2) 重要加入者のケーブル2ルート化の維持</p> <p>2 無線(TZ-68)による部内連絡線の追加整備</p>														

2 被害を最小限にとどめるための緊急に整備する事業

(1) 既存建築物の維持管理への指導等

機 関	事 業 計 画
区	1 窓ガラス・屋外広告物・外壁タイル等の落下物防止対策や既存建築物・設備・エレベーターなどの維持管理について、定期報告などのさまざまな機会を活用しながら、既存建築物所有者に対して指導を行う。 2 看板等屋外広告物の設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し改善指導を行う。 3 分譲マンションの共用部分（壁面、鉄部、防水、給排水管）の修繕工事や防災対策工事（受水槽・高架水槽の耐震型への取替え、地震時対応エレベーターへの変更、防災備蓄倉庫の設置等）を行う管理組合に対し、その設計及び工事費用について助成を行う。

(2) 耐震診断や補強等に対する助成等の実施

機 関	事 業 計 画
区	1 木造住宅の無料簡易耐震診断を実施するとともに、耐震診断、補強工事等費用に対して助成する。また、耐震補強費用の調達が困難である場合、区が必要とする資金の融資あっせんや融資額に対して利子補給を行う。 2 分譲マンションに対して、耐震診断、補強設計及び補強工事費用への助成を行う。 3 その他の建築物に対して、耐震診断費用への助成を行う。 4 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震診断等に対して助成を行う。

(3) 通信施設対策

機 関	事 業 計 画
N T T 東 日 本	<p>1 市外交換機（中継用）を遠隔地に分散設置することにより、被災時の通信サービスの確保を図る。</p> <p>2 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルルートと回線の分散使用を図る。</p> <p>3 N T T事業所相互間を結ぶ地下ケーブルのループ化を推進し、信頼性の向上を図る。</p> <p>また、主要N T T事業所相互間を結ぶ回線を地下ケーブル方式と一部無線方式の両用とし、都以外と連絡する回線については両方式を可能にする。</p> <p>4 耐震・耐火構造のとう道網の建設を推進し、N T T事業所相互間を結ぶケーブル等重要ケーブルを収容する。</p> <p>また、とう道区間のケーブルについては不燃化・難燃化対策を実施するとともに、とう道内でのケーブル接続作業等では火気を使用しない方法を採用する。</p> <p>5 地震・火災等から架空ケーブルの被災を防護するため、必要な区間について地下化を推進する。</p>

(4) 公共施設対策

機 関	事 業 計 画
区	<p>1 区施設における転倒、落下及び倒壊のおそれのある物の点検及び安全対策を行う。</p> <p>2 危険物、火気使用施設の点検・検査及び安全対策を行う。</p>

第2節 広報及び教育

区民及び防災区民組織が、地震予知を前提とした東海地震に適切に対処するために、日頃から広報及び教育を行い、予知型地震に対する正しい理解とその対応の仕方を啓発指導する。

1 広 報

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れは、①平常時 ②注意情報発表後の報道開始時から警戒宣言が発せられるまで ③警戒宣言が発せられた時から発災まで ④注意情報が解除された時の4つに区分し、広報する。

(2) 広報内容は下記の事項について実施する。

- ア 東海地震について
- イ 警戒宣言の内容
- ウ 東京の予想震度及び被害程度
- エ 区民のとるべき措置
- オ 事業所のとるべき措置

カ 警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- a 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- c その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

- a 警戒宣言時の交通規制の内容
- b 自動車利用の自粛の呼びかけ
- c その他防災上必要な事項

(ウ) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報

- a 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
- b 回線のふくそうと規制の内容

(エ) 買出しによる混乱防止のための広報

- a 生活関連物資取扱店の営業
- b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

(オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

- a 金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと

(カ) その他の広報

- a 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

ア 印刷物による広報

「区のおしらせ中央」や防災パンフレットをはじめ、各防災機関が各種広報、刊行物により防災知識の普及を図る。

イ 研修会等による広報

区が主催する、防災区民組織、町会・自治会を対象とした研修会等で、防災意識を啓発する。

ウ 防災関係DVDの貸出しによる防災意識の周知

2 教育指導

(1) 児童等に対する教育

学校等においては、次の事項について関係職員及び児童等に対する地震防災教育を実施する。

ア 教育指導事項

- (ア) 地震発生時の安全行動
- (イ) 登下校（園）時等の安全行動等

イ 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、防災対策副読本「地震と安全」及び小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」を活用し、地震に関する防災教育を行う。
- (イ) 教職員に対しては、防災訓練の実施を通じて地震防災研修を行う。
- (ウ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 防災区民組織のリーダー等に対する指導

防災区民組織の育成強化を図り、万一の大災害に備え「地域ぐるみで立ち向かう行動力」を高めるため防災知識の向上を図る。

### 第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、事業所に対し、消防計画等の作成等の指導を行う。

#### 1 対象事業所

機 関	対 象 事 業 所
消 防 署	1 消防法及び火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

#### 2 事業所指導の内容

##### (1) 消 防 署

##### ア 消防計画等に定める事項

- (ア) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- (ウ) 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- (エ) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (オ) 従業員の時差退社に関すること。
- (カ) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- (キ) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- (ク) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (ケ) 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。
- (コ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

##### イ 事業所防災計画に定める事項

- (ア) 自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備に関すること。
- (イ) テレビ、ラジオ等による情報の把握に関すること。
- (ウ) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達に関すること。
- (エ) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保に関すること。
- (オ) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止に関すること。
- (カ) 顧客、従業員等に対する安全の確保に関すること。
- (キ) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛に関すること。
- (ク) 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策に関すること。
- (ケ) その他消防計画等に定める事項の徹底に関すること。

- (ロ) 火気使用設備器具の使用制限に関する事。
- (ハ) 危険物、薬品等の安全措置に関する事。
- (ニ) 消防用設備等の点検に関する事。
- (ホ) 初期消火態勢の確保に関する事。
- (ヘ) 商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置に関する事。

ウ 予防規程（危険物施設）に定める事項

- (ア) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関する事。
- (イ) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事。
- (ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関する事。
- (エ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関する事。
- (オ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事。
- (カ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事。
- (キ) 消火のための施設装置の点検、その他の措置に関する事。
- (ク) 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事。
- (ケ) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事。
- (コ) 地域住民に対する広報に関する事。
- (ク) その他地震防災上必要な措置に関する事。

3 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

## 第4節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く。合同防災訓練及び防災関係各機関別訓練が必要となり、その実施方法等は次のとおりである。



機 関	内 容
区	<p>警戒宣言時の社会的混乱を防ぐため、防災関係機関や区民等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 区</p> <p>(2) 防災関係各機関</p> <p>(3) 防災区民組織</p> <p>(4) 区民</p> <p>(5) 事業所</p> <p>(6) ボランティア</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 本部運営訓練</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 要配慮者等避難誘導訓練</p> <p>(6) 津波警報等情報伝達訓練</p>
警 察 署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係各機関、地域住民及び事業所と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 都</p> <p>(2) 区</p> <p>(3) 地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>(4) 通信訓練</p> <p>(5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

機 関	内 容
消 防 署	<p>1 参加機関</p> <p>(1) 消防団</p> <p>(2) 協定締結等の民間団体</p> <p>(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア（京橋・日本橋、臨港各消防ボランティア）</p> <p>(4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練</p> <p>(2) 参集訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練</p> <p>(5) 通信運用訓練</p> <p>(6) 震災警防本部等運営訓練</p> <p>(7) 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>(8) 消防団との連携訓練</p> <p>(9) 協定締結等の民間団体との連携訓練</p> <p>(10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
東京海上保安部	<p>防災業務を迅速・的確に実施するため都が行う総合防災訓練に参加するほか、次のとおりの項目を年1回以上訓練する。</p> <p>1 職員の呼集、地震情報の伝達等に関する訓練</p> <p>2 海難救助、消防、排出油の防除、水路の確保、人員又は物資の緊急輸送に関する訓練</p> <p>3 関係機関との通信訓練</p>
水 道 局	<p>1 訓練内容</p> <p>訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。</p> <p>(1) 総合訓練</p> <p>ア 本部運営訓練</p> <p>イ 非常参集訓練</p> <p>(2) 個別訓練</p> <p>ア 情報連絡訓練</p> <p>イ 保安点検訓練</p> <p>ウ 応急給水訓練</p> <p>エ 復旧訓練</p> <p>オ その他</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>総合訓練及び個別訓練は定期的実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。</p>

機 関	内 容
東京港建設 事務所	水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の操作訓練を年1回以上実施する。この場合、通信連絡、要員の配置についても同時に実施する。
N T T 東 日 本	<p>1 地震防災訓練を年1回以上下記の内容で実施する。</p> <p>(1) 警戒宣言等の情報伝達</p> <p>(2) 非常招集</p> <p>(3) 警戒宣言時の地震防災応急措置</p> <p>(4) 大規模地震発生時の災害応急対策</p> <p>(5) 避難及び救護</p> <p>(6) その他必要とするもの</p> <p>2 国及び地方自治体等が主催する防災訓練には積極的に参加する。</p>
東 京 ガ ス	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため地震防災訓練を年に1回以上実施する。</p> <p>訓練内容は次のとおりである。</p> <p>1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること</p> <p>2 非常体制の確立に関すること</p> <p>3 工事の中断等に関すること</p> <p>4 ガス工作物の巡視、点検等に関すること</p> <p>5 防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること</p> <p>6 需要家等に対する要請に関すること</p> <p>7 警戒解除宣言に係る措置に関すること</p> <p>8 その他地震災害の発生防止又は軽減を図る措置に関すること</p>
東 京 電 力 パワーグリッド	<p>防災業務計画に定める防災訓練にあたっては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練</p> <p>2 非常態勢の確立</p> <p>3 情報連絡訓練</p> <p>4 大規模地震発生時の災害応急対策</p> <p>5 避難及び救護</p> <p>6 その他必要とするもの</p> <p>また、区が実施する地震防災訓練には積極的に参加する。</p>

機 関		内 容
鉄 道 機 関	都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	<p>1 地震防災応急対策及び災害応急対策に必要な訓練項目は次のとおりである。</p> <p>(1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達訓練</p> <p>(2) 非常参集訓練</p> <p>(3) 列車の運転規制及び運転再開訓練</p> <p>(4) 駅等における混乱防止訓練及び救護訓練</p> <p>(5) 復旧体制及び災害復旧訓練</p> <p>(6) 消防訓練</p> <p>2 地震総合防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で年1回以上実施するよう努める。</p> <p>3 駅等においては、上記1に定める訓練項目について、総合・部分訓練を年1回以上実施するとともに、地方自治体・防災機関が実施する合同訓練には積極的に参加する。</p>
そ の 他 の 防 災 機 関		警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

## 第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

### 1 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応

#### (1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報[カラーレベル青] 臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

#### (2) 情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

また、区市町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。都・区市町村・防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。都が夜間・休日において東海地震に関連する調査情報(臨時)を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

### 2 東海地震注意情報発表時の対応

#### (1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合、都・区市町村・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報[カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

(2) 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行う。また区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。

情報の伝達系統及び伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりとする。

各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

(3) 危機管理対策会議の開催

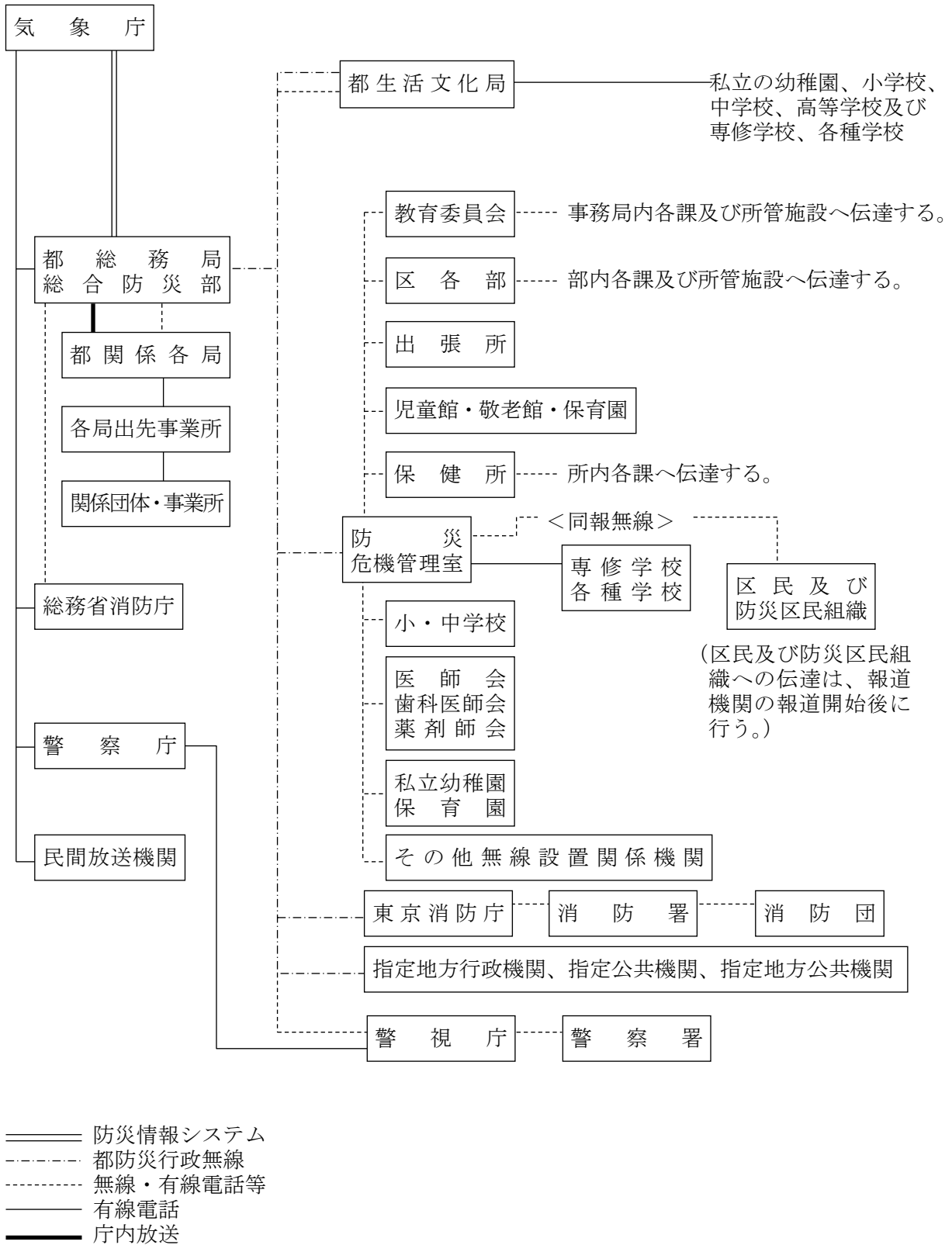
注意情報が発表され、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合には、政府は官邸対策室を設置するなど準備行動の実施体制をとることとされている。

都においては、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

(4) 伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮しておく。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】





機 関	内 容
区	1 防災危機管理室は、都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を各部、教育委員会へ伝達する。 2 防災危機管理室から伝達を受けた区各部及び教育委員会は直ちにその旨を部局内各課、所管施設へ伝達する。 3 区民及び防災区民組織等への伝達は、報道機関の報道開始後に、防災行政無線及び広報車等により行う。 (注) 私立幼稚園、私立保育園、各種・専修学校及び医師会への注意情報発表連絡報の伝達は、報道機関の報道開始後に行う。
警 察 署	各署等は、警視庁から注意情報発表の通報を受けた時は、直ちにその旨を署員及び各出先機関へ電話等により伝達する。
消 防 署	各署等は、東京消防庁から注意情報発表連絡報を受けた時は、直ちにその旨を署内、出張所及び消防団本部へ伝達する。
東京海上保安部	地震に関する情報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

(5) 伝達事項

ア 区及び各関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとることを合わせて伝達する。

イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに連絡する。

(6) 活動体制

機 関	内 容
区	1 本部の設置準備 注意情報発表連絡報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、本部の設置準備にはいる。 2 職員の参集 職員の参集は、第3非常配備態勢とする。なお、動員伝達は、区各部、各課で定める情報伝達経路等により指示するものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 本部が設置されるまでの間、防災危機管理室が防災関係各機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 関係防災機関との連絡調整

機 関	内 容
警 察 署	<p>1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>(1) 方面警備本部 第一方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。</p> <p>(2) 現場警防本部 各警察署に現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p>
消 防 署	<p>注意情報発表連絡を受けた場合は、平素の消防業務(災害活動を除く。)を停止又は縮小し、震災警戒態勢に移行する。</p> <p>(1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>(2) 震災消防活動部隊の編成</p> <p>(3) 関係機関への職員の派遣</p> <p>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>(5) 救助・救急資機(器)材の準備</p> <p>(6) 情報受信体制の強化</p> <p>(7) 高所見張員の派遣</p> <p>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</p>
東京海上保安部	<p>地震に関する情報を受けた時点で次の措置を行う。</p> <p>1 職員の非常呼集 全職員に伝達し非常呼集を行う。</p> <p>2 船艇の対応措置 運用区分に応じ必要な措置を講じる。</p>
下水道局中部 下水道事務所	<p>注意情報発表連絡報を受けたときは、直ちに次の措置を行う。</p> <p>1 緊急通報連絡体制の確保</p> <p>2 職員の参集 非常配備態勢をとり、警戒宣言に備え活動準備態勢をとる。 夜間、休日等の場合は、同態勢要員を非常招集する。 非常招集もしくは注意情報発表を知ったときは、同態勢要員は直ちに参集し、定められた職務に従事する。</p>

機 関	内 容
N T T 東 日 本	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）
首 都 高 速 道 路 株 式 会 社 西 東 京 管 理 局	1 注意情報に接したとき 注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、災害対策本部を設置する。 2 警戒宣言が発令されたとき 警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
J R 東 日 本	1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に係る対策本部要員及び必要な要員を非常招集する。
東 京 メ ト ロ	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置する。
都 交 通 局	1 注意情報が発表された旨周知を図る。 2 職員を招集するとともに、交通局災害対策本部の設置準備を行う。
そ の 他 防 災 機 関	注意情報の発表連絡報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

## (7) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁及び東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を都民に広報する。

## ア 都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、住民の冷静な対応を呼びかける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止他の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

イ 区の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。

(8) 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
区	<p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を区民に広報する。</p> <p>(2) 各関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 対応機関</p> <p>防災危機管理室が各部・防災関係各機関の協力を得て対処する。</p>
警 察 署	<p>1 情報の収集と広報</p> <p>注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。</p> <p>2 混乱の未然防止活動</p> <p>駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれのある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</p>
N T T 東 日 本	<p>注意情報の発表報道に伴い、都民及び事業所等による通話が集中的に発生し電話が著しくかかりにくくなることが想定される。</p> <p>この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に次により措置する。</p> <p>1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</p> <p>2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話(緑色、グレー)からの通話は確保する。</p> <p>3 防災関係機関等の非常・緊急電報は最優先に確保する。</p>
鉄 道 機 関 都 交 通 局	<p>1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達</p> <p>(1) 注意情報</p> <p>(2) 混乱防止のための旅客への協力要請</p> <p>(3) 警戒宣言発令時の運行方針等</p> <p>(4) その他東海地震に関する情報</p> <p>2 主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図る。</p> <p>(1) 警察署の協力を得て警備体制を確立する。</p> <p>(2) 状況により駅出入口の使用制限を実施する。</p>

機 関		内 容
鉄 道 機 関	東京メトロ	1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請する。
	JR東日本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社社員等を派遣するなど、駅要員の増強を図る。 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行 って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、鉄道警察隊の応援を要請する。

## 第5章 警戒宣言時の応急活動態勢

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な応急措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

### 第1節 活動態勢

#### 1 区の活動態勢

##### (1) 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

##### (2) 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、区本庁舎3階庁議室とする。

##### (3) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱の定めるところによる。

##### (4) 本部設置の通知

災害対策本部が設置された場合は、直ちに関係防災機関等へ本部設置の連絡を行う。

##### (5) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 防災機関の業務に係る連絡調整
- エ 区民への情報の提供

##### (6) 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢及び配備人員は、本部運営要綱第3章第6に定める第3非常配備態勢とする。

#### 2 区の業務等の対応措置

##### (1) 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、区本庁舎、特別出張所及び保健所の窓口業務は平常通り行う。また、警戒宣言が発せられている旨の表示を庁舎入口等に掲示する。



(2) 行事、会議の中止

区が主催又は共催する行事及び会議は、警戒宣言が発せられた場合、実施中又は予定をしているにかかわらず中止又は延期とする。

(3) 区の施設対策

ア 警戒宣言が発令された旨の連絡を受けたときは、利用者に対し警戒宣言が発令された旨を周知するとともに、施設利用の自粛を要請する。

イ 幼児、児童、障害者、高齢者等は、保護者等に連絡をとり引き渡す。それまでは、施設で保護する。

ウ 職員は、施設、設備の点検を行い、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

エ 警戒解除宣言が発せられた旨の連絡を受けたときは、速やかに通常態勢に戻すものとする。

なお、伊豆高原荘、ヴィラ本栖等区外の施設については、各施設の計画に基づく対応を行うとともに、地元官公署と連絡をとり、その指示に従うこととする。

3 防災機関の活動態勢

(1) 防災関係各機関は、警戒宣言が発せられた場合、区防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

(2) 防災関係各機関は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

4 相互協力

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

防災機関等の長は、区若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部）に対し、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

## 第2節 警戒宣言、地震予知情報の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

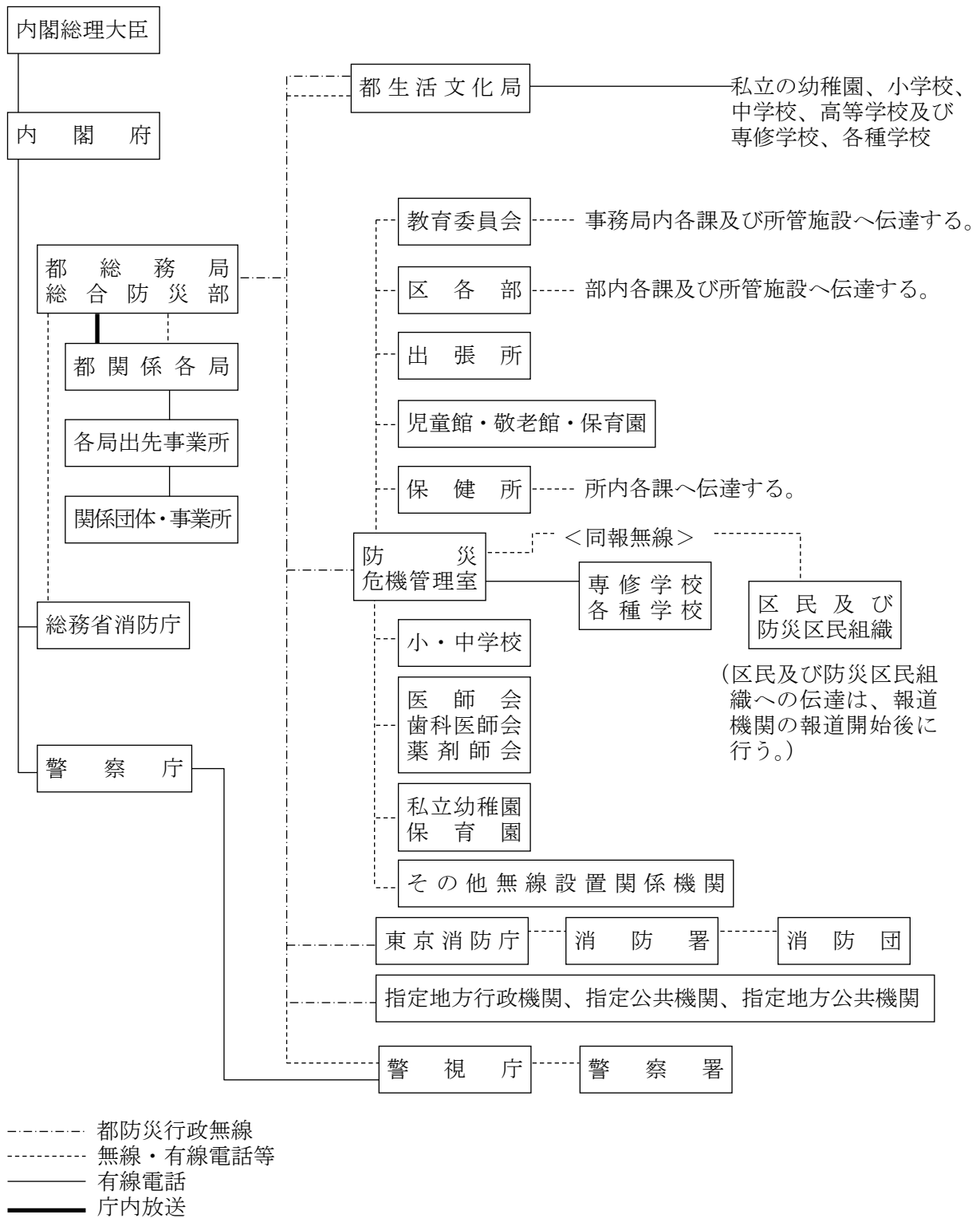
本節ではこのため、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。



1 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



また、一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は次のとおりである。



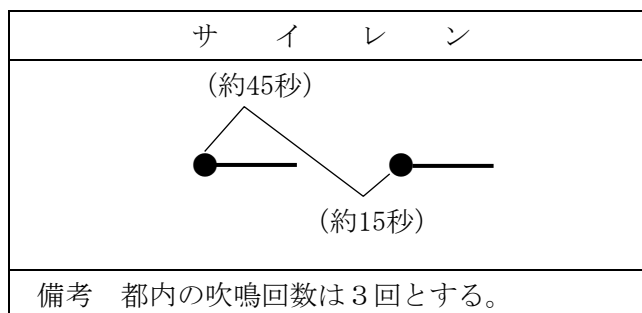
(2) 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 防災危機管理室は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、教育委員会、私立幼稚園、専修学校及び各種学校へ伝達する。 2 防災危機管理室から通報を受けた区各部、教育委員会は直ちにその旨を部局内各課及び所管施設へ伝達する。なお、福祉保健部は私立保育園及び医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会へ伝達する。 3 一般住民に対しては、防災行政無線等によるサイレンの防災信号（図1参照）、音声及び広報車により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警 察 署	1 各警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び派出所等へ伝達する。 2 各警察署は、区に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。

警戒宣言に伴う  
 対応措置

機 関	内 容
消 防 署	<p>1 各消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内、出張所、消防団本部等へ伝達する。</p> <p>2 各消防署は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
東京海上保安部	<p>地震に関する情報の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。</p> <p>2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知する。</p> <p>3 第三管区海上保安本部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。</p>
そ の 他 の 防 災 機 関	<p>都総務局又は区等から通報を受けたときは、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。</p>

図1 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



### (3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

## 2 警戒宣言時の広報

### (1) 区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

#### ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と、的確、かつ冷静な対応の呼びかけ

- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、スピーカー付き庁有車、ツイッター、フェイスブック、ホームページへの掲載等により広報活動を行うものとする。

ウ 区民等への広報文

「こちらは、中央区役所です。只今、内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の中央区の予想震度は、震度5程度で家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。しかし、万一に備え、火元の点検、水のくみおき、家具の転倒防止、ガラスの破損防止などを落ち着いて実行してください。

また、ラジオ、テレビ等の報道に十分注意し、誤った情報に惑わされず、落ち着いて行動して下さい。」

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。その主なものは次のとおりである。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災機関は従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

### 第3節 消防、水防、危険物対策

#### 1 消防対策

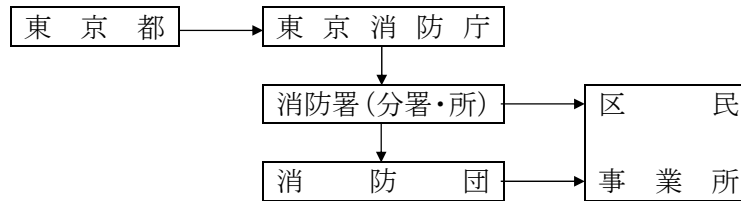
(1) 活動態勢

警戒宣言時は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

- ア 震災消防部隊の編成強化
- イ 関係防災機関への職員の派遣
- ウ 航空隊運行態勢の確保
- エ 消防資器材及び救急資器材の確保
- オ 高所見張、情報活動隊等による警戒態勢の確保
- カ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- キ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ク その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡態勢の確立

地震予知情報等の伝達ルート等



〔伝達方法〕

他の防災機関と協力し、区民、事業所に対してサイレン、スピーカー付き庁有車などにより情報等を伝達する。

(3) 区民・事業所に対する呼びかけ

区民 に対する 呼びかけ	防災体制の確立	防災区民組織の本部設置、役員の招集及び役割分担の確認
	情報の把握	テレビ、ラジオ、警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊及び落下防止措置
事業所 に対する 呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、 停止及び退社等	1 劇場、映画館、地下街及び高層ビル等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び 初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒及び落下防止措置

2 水防対策

機 関	内 容
区環境土木部	1 堤防、護岸等危険箇所の点検 2 水防資器材の点検
建設局第一建設事務所	1 水防資器材の点検整備 (1) 備蓄資器材の点検整備を行う。 (2) 水防計画により、関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。 なお、区からの応援要請があった場合は、直ちに対応する。
東京港建設事務所	1 水門等の施設の点検 水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。 2 水防資器材の点検整備 水防資器材については、水門及び水防倉庫に備えておき定期的に点検整備を行う。
東京海上保安部	地震に関する情報に基づき次の措置を講じる。 1 海上工事作業等の施工者に対し、工事作業の中止等必要な措置を講じる。 2 次に掲げる物件の所有者又は管理者等に対し、固縛、陸上への引き揚げ又は場所の移動等の流出防止措置を講じるよう指導する。 ア 工事作業現場の資器材等 イ 木材、筏、プレジャーボート、小型漁船等 ウ 沿岸部のドラム缶、コンテナ等 エ その他流出した場合に航路障害物となるもの。 3 港内在泊中の船舶に対し、港外等安全な水域への避難勧告を行う。 4 船舶がふくそうする海域に巡視船艇を配備し、船舶の避難誘導等を行う。

3 危険物対策

機 関	内 容
消 防 署	警戒宣言時の指導事項 1 石油類等危険物の取扱施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 (1) 操業の制限、停止 (2) 流出拡散防止資器材等の点検、配置 (3) 緊急遮断装置の点検、確認 (4) 火気使用の制限又は禁止 (5) 消火設備等の点検確認 2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。

警戒宣言に伴う  
 対応措置

機 関	内 容
消 防 署	<p>(1) 引火又は混合混触等に関する防災意識の徹底</p> <p>(2) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</p> <p>(3) 引火又は混合混触等による出火防止措置</p> <p>3 危険物輸送</p> <p>(1) 出荷、受入れを制限するか又は停止する。</p> <p>(2) 輸送途上における遵守事項を徹底させる。</p>
警 察 署	<p>警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</p> <p>(2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化</p>
下 水 道 局	<p>1 石油類等危険物の取扱い施設</p> <p>直ちに関連の作業を中止し、下記の措置を講ずるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。</p> <p>(1) 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。</p> <p>(2) タンクローリーから貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する。</p> <p>2 高圧ガス取扱い施設</p> <p>塩素ガス等</p> <p>(1) 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認。</p> <p>(2) 塩素室の各扉を閉鎖及び外部への漏えいの防止策を講じる。</p> <p>(3) 状況に応じ塩素ガスポンベの元バルブ閉鎖を行う。</p>
東京海上保安部	<p>地震に関する情報に基づき京浜港東京区及びその周辺海域における危険物輸送等に関して次に掲げる措置を講じる。</p> <p>1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講じる。</p> <p>2 危険物荷役作業岸壁及び危険物取扱事務所の管理者に対し海上への危険物の流出防止措置をとらせるよう指導するとともに、オイルフェンスその他の排出油防除資器材の準備を指導する。</p> <p>3 港内外にある船舶に対して、必要な指示又は避難勧告等を行う。</p>



## 第4節 警備、交通対策

### 1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	<p>1 警備部隊の編成及び配備            速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に必要により、部隊を配備する。</p> <p>2 治安維持活動            警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪などの未然防止に努める。</p> <p>3 津波に対する警戒活動            強化地域を管轄する警察署は、津波警報の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査に当たる。</p> <p>4 避難誘導活動            強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとする。            (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。            (2) 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。            (3) 避難所に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。</p>
東京海上保安部	<p>海上における治安を維持するため次に掲げる措置を講じる。</p> <p>1 警戒            空港、石油類貯蔵施設等重要施設の周辺海域の警戒を実施する。</p> <p>2 立入検査            警察、消防機関等と密接な連絡をとり、治安情報等の収集に努めるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対する立入検査及び職務質問を実施する。</p>

### 2 交通対策

#### (1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

#### 【基本方針】

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</li> <li>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</li> <li>3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。</li> <li>4 緊急交通路指定の場合は、優先的にその機能の確保を図る。</li> </ol> |
|--|

## ア 交通対策本部等の設置

注意情報が発表された場合、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切替えて、総合的指揮体制をとる。

## イ 運転者等のとるべき措置

### (ア) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- b カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- d 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- e バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- f 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- g 現場警察官等の指示に従うこと。

### (イ) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

## ウ 交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

### (ア) 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

### (イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

### (ウ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記(ア)の交通規制に準ずる。

※警戒宣言時における交通規制図は、別冊資料(154ページ)を参照。

## エ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、交通の状況を把握し、必要により交通検問所を設置する。

## オ 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

### (2) 海上における交通規制

港内における船舶交通の安全を図るため、東京海上保安部は港内の船舶に対し荷役の中止及

び港外又は湾外への避難を勧告する。

3 道路管理者等のとるべき措置

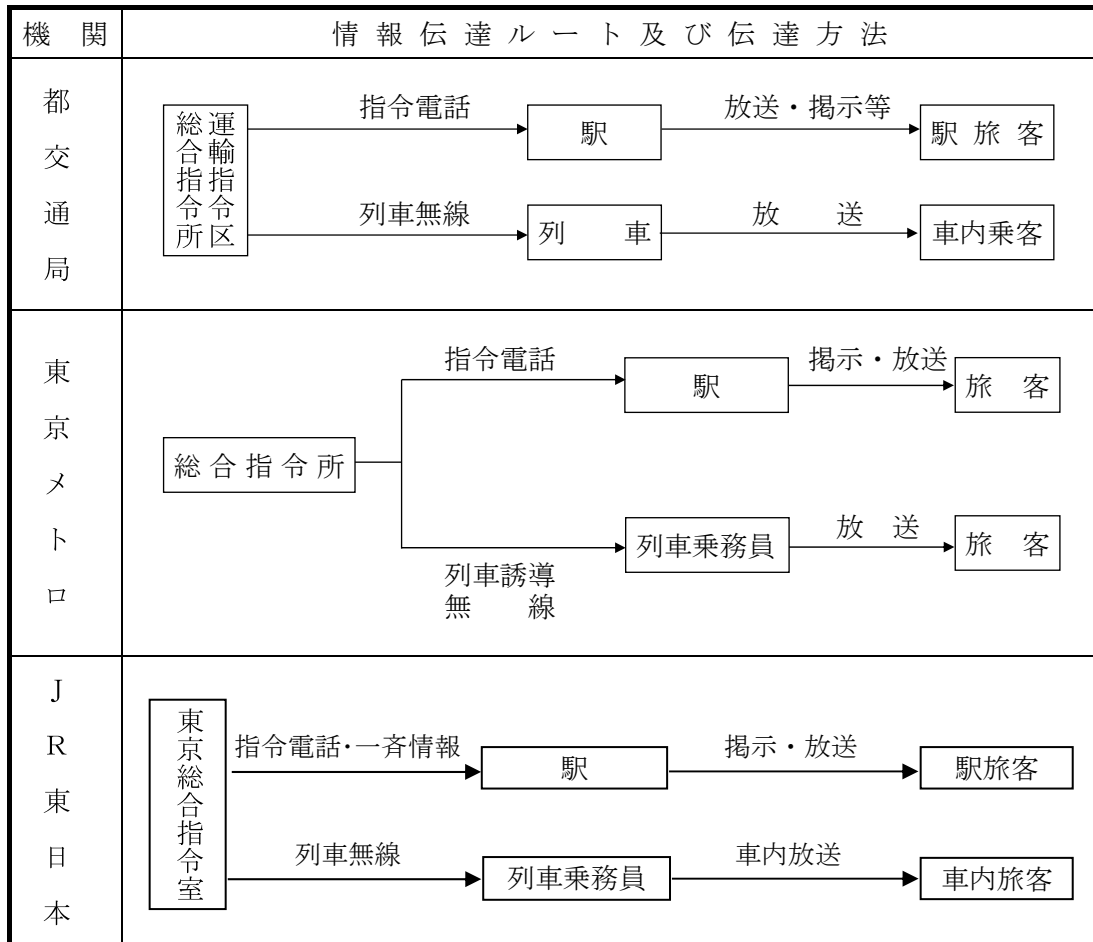
機 関	内 容
区環境土木部	1 危険箇所の点検 避難場所等へ通ずる道路等を重点的に点検する。 2 工事中の道路についての安全対策 原則として工事を中止し、安全対策を講じる。
建設局 第一建設事務所	1 危険箇所の点検 避難道路、緊急障害物除去道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して安全対策を確立し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
首都高速道路株式会社	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

## 第5節 公共輸送対策

### 1 鉄道対策

#### (1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、各鉄道機関は、あらかじめ定めたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



※バス、タクシー等の警戒宣言時の公共輸送対策については、別冊資料(155ページ)を参照。

#### (2) 列車運行措置

##### ア 都交通局及び東京メトロ

##### (ア) 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及び他鉄道事業者との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(イ) 運行措置

機関	警戒宣言当日	翌日以降
都交通局・東京メトロ	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

イ JR東日本

(ア) 強化地域外周部における線区（(イ)に記載する線区を除く。）は、列車の運転速度45km/h以下で、極力列車の運転を確保する。

(イ) 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、列車の運転を中止し、次の各駅で折返し運転を行う。

- a 東海道本線 藤沢・茅ヶ崎間は藤沢
- b 中央本線 高尾・上野原間は高尾
- c 青梅線 青梅・奥多摩間は青梅
- d 相模線 橋本・厚木間は橋本

(ウ) 警戒宣言時のJRの運転中止区間（別冊資料(156ページ)を参照。）

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機関	内容
消防署	1 平常時から、区内の全事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
都交通局 東京メトロ JR東日本	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ及び時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、JR東日本においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、区、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し上記措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、区民、都民及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

JR東日本は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止する。

(8) その他の措置

機 関	内 容
都 交 通 局	あらかじめ指定した箇所について、電車運転中特別巡回を強化する。
東 京 メ ト ロ	1 工事の中止 列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に係る工事現場については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置をとる。

2 船舶対策

○ 情報伝達

船舶に対する警戒宣言及び予知情報の伝達方法は次のとおり行う。



機 関	伝 達 方 法 及 び 伝 達 ル ー ト
東京海上保安部	1 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇により、適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕、垂れ幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその付近に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより伝達する。

## 第6節 学校、社会福祉施設対策

### 1 学校対策（幼稚園、小学校、中学校等）

#### (1) 在 校 時

ア 警戒宣言が発せられた場合、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業の措置をとる。

イ 児童等の帰宅にあたり、あらかじめ保護者に伝達してある計画に基づき、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護する。

なお、帰宅が困難な児童等については、学校で保護する。

#### (2) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域の内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従う。

また、校長は、対応状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童等を在在（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運用や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、速やかに学校へ連絡をとり、近くの安全な場所に避難するなど状況に応じた措置をとる。

強化地域内の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、現地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

ウ 宇佐美学園については、被害が発生した場合は伊東市の警戒本部と連携を図り、速やかに対応する。また、園長は逐次、状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

#### (3) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 児童等を帰宅させた後、水のくみおき、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する児童等のために必要な飲料水、食料、寝具等が不足する場合は、教育委員会へ報告する。

ウ 残留する児童等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従い措置する。

エ 残留する児童等の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに教育委員会へ報告する。

#### (4) 警戒解除宣言の連絡等

- ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。
- イ 解除後の授業の再開の日時は、別途協議する。

(5) 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、児童・生徒の安全を図る指導にあたるとともに、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 注意情報発表時の学校等における対応措置の保護者への周知

学校等においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

注意情報発表の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

宇佐美学園については、保護者に対して対応策を周知徹底し、児童の帰京などに備える。

## 2 社会福祉施設等

(1) 利用者等への措置

保育所・通所施設においては、施設利用者等を名簿で確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、通園・通所時間中の場合は、経路に沿って施設利用者等を搜索し、保護するものとする。

引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。

入所施設においては、施設利用者を施設内で保護する。

(2) 防災措置

保育所・通所施設、入所施設では、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア 保育所・通所施設

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (エ) 食料、飲料水、ミルク等の確保
- (オ) 医薬品の確保

イ 入所施設

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (エ) 食料、飲料水の確保
- (オ) 医薬品の確保
- (カ) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- (キ) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- (ク) 関係機関との緊密な連絡・連携



## 第7節 病院、診療所対策

### (1) 診療態勢

区内の病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。

### (2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ア 建物、設備等の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認
- カ 備蓄医薬器の点検・防災措置

### (3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

## 第8節 百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策

百貨店、劇場、高層ビル、地下街等不特定多数の者の集まる施設については、混乱防止及び安全確保の見地から、消防署は下記の対応措置を講ずる。

付編第3章第3節「事業所に対する指導」(375ページ)による消防計画に基づき実施させるが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。

対 象	対 応 措 置
百 貨 店	1 顧客へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。
劇 場、映 画 館	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 (ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。) 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
高 層 ビ ル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用

対 象	対 応 措 置
地 下 街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施

## 第9節 電 話 対 策

### 1 警戒宣言時のふくそう防止措置

機関	内 容
N	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。
T	1 確保する業務
T	(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
T	(2) 街頭公衆電話からの通話
T	(3) 非常、緊急扱い通話
T	(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備
東	2 可能な限りにおいて取り扱う業務
東	(1) 一般加入電話からのダイヤル通話
東	(2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応
日	ア 故障修理
日	イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通
本	(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

### 2 広 報

機関	内 容
N	1 警戒宣言発令時に、通信がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。
T	(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
T	(2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)
東	(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
日	(4) その他必要とする事項
本	2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

### 3 防災措置の実施

機関	内 容
N	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。
T	1 警戒本部又は情報連絡室を設置
T	2 各対策組織の必要要員を招集
東	3 社外機関との情報連携
日	4 通信サービス利用者の協力を得るための広報
本	5 電源、物資及び人員の確保
	6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保
	7 その他必要な事項

## 第10節 電気、ガス、上下水道対策

### 1 東京電力パワーグリッド

#### (1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

#### (2) 人員、資器材の点検確保

##### ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、注意情報又は警戒宣言情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事務所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

##### イ 資器材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策支部は、復旧用資器材（工具、車両、発電機車及び変圧器車等）を整備、確保する。

#### (3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

#### (4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

#### (5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

### 2 東京ガス

#### (1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急処置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(3) 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

(4) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資材の点検を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容

ア 広報の内容

(ア) 不使用ガス栓の閉止の確認

(イ) 地震発生時のマイコンメータ自動停止及び身の安全の確保

(ウ) 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

イ 広報の方法

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体、インターネット等

3 上水道

(1) 警戒宣言時においても、水は平常通り供給する。また、発災に備えて「飲料水をくみおく」よう広報する。

項 目		説 明
広報の内容	飲 料 水	ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	浴槽などを利用する。
	飲 料 水 の 水 質	くみおき水は覆蓋等かける。また、三角バケツ等の水は新しい
	貯留水の流出防止	水にくみかえる。 くみおき容器の転倒防止等くみおき水の流出防止策を講じる。
広報の方法	1	テレビ、ラジオに放送を依頼する。
	2	広報車等をもって実施する。
	3	水道局HPやツイッター等を使用して実施する。

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに給水対策本部に移行しうる態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。

また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。

なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講じる。

#### 4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、下水道局は次のとおり対応する。

##### (1) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

イ 工事現場においては、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

##### (2) 危険物に対する保安措置

水再生センター及びポンプ所において、非常配備態勢要員を配置し、危険物に対する保安措置の徹底に努める。

### 第11節 生活物資対策

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

#### 1 市場の流通確保

東京都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行うこととしている。

#### 2 物資の事前確保

機 関	内 容
区	1 必要な物資の調達計画を策定 2 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 3 地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼 4 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）

### 第12節 救援、救護対策

#### 1 給水態勢

区は都水道局と相互に密接な連絡を図り、発災後の応急給水が必要となることを考慮して、給水資器材の点検を行うこととする。

#### 2 食料等の供給態勢

(1) 職員の配置

- ア 区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送及び配分を行うための態勢をとる。
- イ 区は、優先供給等協定を締結している業者等に対し、待機態勢をとるよう要請することとする。

(2) 運搬計画

区は備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため一般社団法人東京都トラック協会中央支部及び協定事業者（物流事業者）に車両の優先利用について要請するとともに、区保有車両を待機させる。

3 医療救護態勢

区は発災時に備えて次の対応を行う。

(1) 医療救護班の編成準備

(2) 医療資器材及び薬品の点検・補充

(3) 地区医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し、医療救護班等の編成準備を要請する。

## 第6章 区民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、区の震度は震度5弱程度と想定されている。

この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類等の転倒などによる被害が予想されている。

また、区では、昼間人口が多いため、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害の発生が危惧されている。

このため、区民及び事業者の果たす役割は極めて大きく、区民一人一人が、また、各事業者が冷静、かつ的確な行動をとることが大切である。

本章においては、平常時から警戒宣言が発せられたときまでのそれぞれの時点で、区民、防災区民組織及び事業者がとるべき基準を示すものとする。

### 第1節 区民のとるべき措置

#### 1 平常時

(1) 日ごろから出火の防止に努める。

ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。

(2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。

(3) 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

ア タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。

イ 家具の上に物を置かないようにする。

ウ 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。

(4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。

(5) 食料や非常持出品を準備しておく。

ア 家族が必要とする最低3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄しておく。

イ 三角布、ばんそうこう等の医薬品を備蓄しておく。

ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。

エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。

(6) 家族で対応措置を話し合っておく。

ア 注意情報発表時、警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担、避難先及び連絡方法などを取り決めておく。また、地域における応急給水の拠点を確認しておく。



- イ 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。
  - (8) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
  - (9) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えない限り事前に防災区民組織や消防署・警察等に知らせておく。
- 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- (1) 情報に注意するとともに、冷静に行動する。
    - ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
    - イ あわてた行動をとらないようにする。
  - (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
  - (3) 電話の使用を自粛する。
  - (4) 自動車の利用を自粛する。
- 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで
- (1) 情報の把握を行う。
    - ア 都・区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
    - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
    - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
  - (2) 火気の使用に注意する。
    - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
    - イ ガスメーターコックの位置を確認し、避難の際には、ガスメーターコック及び元栓を閉める。
    - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認し、避難の際には、ブレーカーを遮断する。
    - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
    - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
  - (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
  - (4) テレビや家具類の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
  - (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
  - (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
    - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
    - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
  - (7) 飲料水、生活用水等のくみおきをする。
  - (8) 食料、医薬品、防災用品等を確認し、非常持出品としてすぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
  - (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
  - (10) 電話の使用を自粛する。

特に、区役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。



- (11) 自動車の利用を自粛する。
  - ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
  - ウ 走行中の自動車は、目的地まで走行したら後は使わない。
- (12) 幼児及び児童の行動に注意する。
  - ア 幼児及び児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避ける。
  - イ 幼児、児童及び生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

## 第2節 防災区民組織のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - ア 区及び防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
  - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難等各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- (2) 地区住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災区民組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかける。
- (4) 軽可搬ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。

- (8) 救急医薬品を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

#### 4 防災区民組織が結成されていない地域の行動

防災区民組織が結成されていない地域にあつては、町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

### 第3節 事業所のとるべき措置

#### 1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程、事業所防災計画等を含む）に基づいて措置し、注意情報発表後の行動に備えておくものとする。また、従業員等に対する防災教育の実施、自衛消防訓練の実施、情報の収集・伝達体制の確立、事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策、水・食料・医薬品その他の必需品の備蓄を平時から行うこと。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 都及び本区の防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄り駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- (3) 責任者の在・不在・夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあつたものとする。
- (6) 地域の防災区民組織との協力体制を図るものとする。

#### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

#### 3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 指示、案内等にあつては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、身体障害者、乳幼児、妊産婦、高齢者等の要配慮者の安全確保に留意する。

- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等

生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備、器具類等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。

- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。

- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。

- (10) 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。

- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- (12) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

## 中央区地域防災計画

昭和 39 年	作	成
昭和 50 年	修	正
昭和 53 年	修	正
昭和 57 年	修	正
平成 2 年度	修	正
平成 4 年度	修	正
平成 8 年	修	正
平成10年度	修	正
平成14年度	修	正
平成18年度	修	正
平成 21 年	修	正
平成 25 年	修	正
平成 27 年	修	正
令和 3 年	修	正

刊行物登録番号  
2-115

令和 3 年 2 月作成  
令和 3 年 3 月発行

**編集発行** 中央区防災会議  
(事務局) 中央区総務部危機管理課  
中央区築地 1 - 1 - 1  
電話 (3543) 0211 代表

印刷所 株式会社 成光社